

2019年  
第21回  
総会議案書

開催日時：2019年5月19日（日）10：00～12：00

交流会 12：00～14：00

開催場所：八王子市役所地下食堂

特定非営利活動法人

  
市民ユニットりぼん

## たすけあいワーカーズりぼん設立趣意書

日大人口研究所によれば、14年後、65才以上の人口は、世界で初めて20%を超え、2025年には、65才以上の寝たきりは228万人、痴呆症（注1）は321万人と現在の3倍になるそうです。この為、40才代の未就業女性の45%が介護に追われるだろうという分析もありました。2025年に40才代ということは、現在の小学生です。高齢化問題は、まさに私たち自身に、そして子供達にかかってくるのだと言えます。それに核家族化・小家族化が進む中、現代における孤独は、高齢者に限られる現象ではありません。泣きわめく赤ん坊を抱えて、途方にくれたり、病気や悩みによって、辛い思いをし、不安で泣いたりパニックになった経験のある人は多いはずです。家事労働も出産も子育ても親を看取ることも、それらの多くは、女性の手によって支えながら、社会的に正当な評価がされることなく、やれて当然という社会通念によって追い詰められていくのです。

今、私達は、ワーカーズコレクティブという新しい働き方を選び取りました。全員で出資し、働きながら運営し、雇われるのではなく、自主性、自発性に基づいた分担により、働き方もコントロールしていきます。お金を稼ぐ為だけの労働ではなく、働くことを自己表現のひとつとしてとらえ、生命を支える活動に自信と誇りをもって、取り組んでいきたいと思えます。

アビリティクラブたすけあいと共に、今までの行政による福祉施策や民間の福祉サービス産業にはなかった市民主導による地域に開かれたたすけあいのしくみを作っていきます。そして老いても障害を持っても当たり前暮らし続けることのできる街づくりに繋げていきたいと思えます。

1993年4月

注1) 2004年に厚生労働省より差別的だとして公募により「認知症」に用語が統一された

## NPO 市民ユニットりぼんの目的

市民によるたすけあいの理念に基づき、高齢者・障害者・子育て支援等の活動を行い、自らの生活を主体的に決定する市民自治によるまちづくりと地域福祉の増進に寄与することを目的とする

## 市民によるたすけあいの理念とは

- ① お互いの尊厳を尊重し、たすけたり、たすけられたりという相互扶助の精神を大切にします
- ② 「どんな状況においても自分のことは自分で決める」という自己決定を尊重します
- ③ 自分の常識にとらわれず、多様な方法で問題解決を図ります

## 議事次第

1. 開会
2. 挨拶
3. 資格審査
4. 議長・議事録署名人 選出 及び 書記任命
5. 議事審議
  - 第1号議案 2018年度活動・事業報告及び収支決算の件
    - I. 2018年度活動・事業報告
    - II. 2018年度決算報告
    - III. 2018年度監査報告
  - 第2号議案 2019年度方針案及び事業計画案  
及び収支予算案の件
    - I. 2019年度方針案
    - II. 2019年度活動・事業計画案
    - III. 2019年度収支予算案
  - 第3号議案 理事改選の件
  - 第4号議案 職員代表選出の件
  - 第5号議案 代表理事報酬の件
6. 議長・書記 解任
7. 閉会

# 目 次

## 第1号議案

### 2018年度活動・事業報告及び収支決算の件

- 【I】 2018年度活動報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2018年度事業報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- 【II】 2018年度収支報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
- 【III】 2018年度監査報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・13

## 第2号議案

### 2019年度方針案及び事業計画(案)及び収支予算(案)の件

- 【I】 2019年度方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
- 【II】 2019年度活動計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
- 2019年度事業計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
- 【III】 2019年度予算・・・・・・・・・・・・・・・・・・22

第3号議案      理事改選の件・・・・・・・・・・・・・・・・・・23

第4号議案      職員代表選出の件・・・・・・・・・・・・・・・・・・23

第5号議案      代表理事報酬の件・・・・・・・・・・・・・・・・・・23

【資料】      組織図    定款

# 第1号議案 2018年度活動・事業報告、及び収支決算の件

## I. 2018年度活動報告

- ◆ 定款に沿った活動を行いました。

### 会員活動

2018年度活動方針の達成度

【地域福祉増進のために、市民によるたすけあいのステージを増やしていきます。会員活動の場及び地域の人たちとの活動の場を増やしていきます】

それぞれの会員やボランティアの方々の協力で会員活動に取り組むことができました。

#### ① 地域活動

ACTいきいきサークル支援 「それいゆ（リコーダー）」、「絵画クラブアトリエ友」、「ほっとスペースでのひら」	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・それいゆ（リコーダー） メンバー数5名</li> <li>・絵画クラブアトリエ友 メンバー数5名</li> <li>・ほっとスペースでのひら メンバー数20名</li> </ul>	<p>…月1回の土曜日にひだまりの家をお借りして練習を行いました。また、ひだまりの家で演奏会が3回開催できました。</p> <p>…月1回、ひだまりの家を借りて自由な題材で水彩画を描くことが出来ました。</p> <p>…親子で一緒に楽しめるユニバーサルデザインの活動を目標にし、公共機関を使ってのお出かけや、運動遊び、調理を行いました。また1週間に1度フォニクス英語も続けて行いました。</p>
<p>広報 「おはなし りぼん」 「ホームページ更新」</p>	<p>1回発行しました。</p> <p>居場所のワコインコンサートのお知らせや活動の様子が更新できました。</p>
障害者就労支援	機会がありませんでした。
出前介護教室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者様の体調悪化でベッド上での排泄介助が必要になったご家族にパットの交換方法など伝えました。体位交換も伝え、食事が摂りやすい体位にご家族が整えられるようになりました。</li> <li>・退院後の利用者宅にて、移乗や介護のやり方等、共に行うことができました。</li> </ul>
交流会「結びの会・りぼん」	2018年10月14日（日）落語と地元の子どもたちのよさこい踊りの公演。公演後はお茶をしながらの楽しみました。地域の方、メンバーなど40名の参加があり、たくさんの交流が図れました。
被災地等への寄付金活動 (いちょう祭りでのバザー)	2018年11月17日(土)、いちょう祭りに参加しました。天候も良く浅川河川敷は多くの方で賑わい酒饅頭とバザー品の販売をさせて頂きました。お客様とスタッフの掛け合いも楽しく地域の方々とも交流が図れた一日でした。

在宅心身障害者 緊急一時保護登録支援	新規の登録者も利用もありませんでした。
まちづくり市民運動・ 政策提言	情報を受け止めたが発信はできませんでした。

② 法人内活動

ひだまりの家支援 庭作りボランティア  登録ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・月 1 回、ひだまりの家の庭の手入れを行いました。手入れした季節の花が次々と咲き、冬でも色を付けてくれる『冬知らず』や花いっぱい咲き誇る『花モモ』など・・・利用者の皆さんがとても喜んでくれています。ブルーベリーや野菜の収穫などもでき、旬を味わっていただきました。</li> <li>・音楽演奏会で、リコーダーやマンドリンの演奏や、おやつ作りでは、草餅作りのヨモギの収穫など。お孫さんを連れて遊びに来てくれたり、利用者さんと懐かしい昔の話し等々。色々な場面でのお手伝いをする事ができました。</li> </ul>														
みんなの居場所 “カフェりぼんカフェりぼん” 支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日々のお当番、ランチづくりやワコインコンサートなどの参加で運営に携わりました。</li> <li>・元八市民センター祭にバザーで出展し運営資金の一部としました。</li> <li>・庭の枝、草刈りを定期的に行いました。</li> </ul>														
救急救命講習会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2019年2月3日(日)、参加者10名で応急救護研修を行いました。救急隊3名の指導により、今回も心肺蘇生、AEDの使い方などを学びました。参加者から心臓マッサージを行う時、大人・子供への対処法などの質問に解りやすい説明で、今年度も充実した研修となりました。</li> </ul>														
会員交流会	2018年5月27、(日)の総会終了後、ブッフェ式の昼食を食べながら短い時間でしたが歓談を楽しみました。食事の後は橋本良一さんのギター演奏と歌を楽しみました。														
みんなの参加できる定例会 を目指します	<p>開催日時は原則隔月の月末の夜間とし、 開催場所は長房ふれあい館またはひだまりの家で開催しました。 定例会の後、部門共通研修を行いました。10月のユニ・チャームの方のおむつの研修はメンバー以外にも呼びかけました。 定例会手当として1回に1,000円支給しましたが、出席者が固定してしまうことも多く、定例会の在り方が課題です。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>出席者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4月 2017年度総括と2018年度方針</td> <td>8人</td> </tr> <tr> <td>6月 事例検討</td> <td>9人</td> </tr> <tr> <td>8月 認知症の人との関わりについて</td> <td>16人</td> </tr> <tr> <td>10月 大人用おむつについて</td> <td>16人 (外部5人)</td> </tr> <tr> <td>12月 腰痛予防体操</td> <td>7人</td> </tr> <tr> <td>3月 労務・就業規則の変更について</td> <td>11人</td> </tr> </tbody> </table>	内容	出席者	4月 2017年度総括と2018年度方針	8人	6月 事例検討	9人	8月 認知症の人との関わりについて	16人	10月 大人用おむつについて	16人 (外部5人)	12月 腰痛予防体操	7人	3月 労務・就業規則の変更について	11人
内容	出席者														
4月 2017年度総括と2018年度方針	8人														
6月 事例検討	9人														
8月 認知症の人との関わりについて	16人														
10月 大人用おむつについて	16人 (外部5人)														
12月 腰痛予防体操	7人														
3月 労務・就業規則の変更について	11人														

## 総務・法人事務局

➤ 法人の円滑な運営のため下記の件について取り組みました

### [労務管理・職員管理]

#### 1、セキュリティ管理・個人情報保護

- ・情報セキュリティ委員会を随時開催しました。

#### 2、安全衛生管理

- ・毎月、衛生委員会を開催しました。
- ・従業員の勤務時間の管理を社労士の指導のもと就業規則, 所定労働時間の遵守に努めました。
- ・従業員の健康を維持するため、年1回の定期健康診断受診を促進し、8割の職員が受診し、健診結果を参考に健康状況を各部門管理者とともに把握しました。
- ・従業員健康状況報告

労災申請	勤務制限必要者	休業必要者	出勤停止者	復職者
0	0	0	0	0

### [総務総括] 設備投資内容

業務用電話機(リース7年経過)を更新ひかり電話にすることにより基本料金を削減	493,236円
ほのぼの 旧ライセンス使用期限満了につき更新(5年契約)サーバ使用からクラウド方式に変更	3,468,960円
パソコン5台購入 Windows10 およびほのぼのクラウド化に対応	561,600円
事務所空調機老朽化のため買替	140,400円
事務所床張替	204,768円
サーバ使用2台から1台に集約	0円
プリンター老朽化により買替 2台から1台に変更	19,800円

計 4,888,764円

リース物件はパソコン1台とコピー機(再リース)を残し他は期間満了後解約

### [法人会員管理]

- ・会員加入2名・賛助会員2名・退会1名
- ・2019年度 38名会員(3月31日現在)

3、ネットワーク活動は募集人を中心に行いました。

### ➤ 会議報告

**定例会** ・長房ふれあい館かひだまりの家にて6回開催

**理事会** ・理事、外理事出席のもと3回開催

**理事運営委員会** ・9回開催

**管理者会議** ・2回開催

➤ ACTと『少額短期保険情報提供等委託契約』を継続しました。



## 介護サービスりぼん・ACT たすけあいワーカーズりぼん

### 1、事業報告

#### ① 2018 年度事業運営方針の達成度

・本人の望む在宅生活の理解と支援を行います。

常勤 3 名、曜日固定ヘルパー1 名、登録ヘルパー11 名でケア提供しました。病状等によりケア内容の変化が顕著であったり、ケア対応の期間も短いケースがみられました。関係機関と連携をとりあい希望に近い在宅生活継続のための支援ができたと思います。

・本人が安心して介助が受けられるよう、介護技術の獲得を目指します。

おむつの種類を知り、より良い排泄介助につなげるための研修を外部講師を招き実施しました。その他認知症の理解を深めるための研修や事故・ヒヤリハット事例をもとに適切なコミュニケーションをとるための研修も行えました。全職員参加には至りませんでした。欠席者には後日資料を配布するなどの対応を行いました。

・責任ある労働の提供

生活支援中心型ヘルパーの受け入れは無く、職員の増減はありませんでした。職員間での報告や連絡、相談と連携をとりケア状況等の変化に迅速に対応することができました。研修会は隔月、交流会は回数は少ないものの実施できました。これからも継続し、参加が増えるよう呼び掛けていきたいと思ひます。

#### 事業実績

事業名	ケア目標時間数 (年)	2018 年度実績	従業者の人数
介護保険訪問介護	2520 時間	2693 時間	常 勤 3 名
介護予防日常生活支援総合事業	600 時間	593 時間	登録ヘルパー12 名
障害福祉サービス (移動支援含む)	1980 時間	2422 時間	
ACT 提携	} 600 時間	238 時間 } 596 時間	
なんでも隊		358 時間	
合計	5700 時間	6304 時間	

#### ③評価と課題

目標	評価	課題	対策
責任あるサービスを行います。	事故・ひやりはっと報告まとめを適時配布し、事例検討会が実施できた。ケア予定事前チェック、変更時の連絡を行えた。		

	<p>ケア情報の更新を適時行えた。</p> <p>職員間の『顔の見える関係』構築の為の取り組みを行えた。</p>	<p>ミーティングやチーム会議が開催できなかった。</p> <p>交流会の複数回実施には至らなかった。</p>	<p>ミーティングは開催日時を固定で決め、チーム会議は計画更新時行う。</p> <p>実施回数が増やせるよう担当を決める。</p>
職員の介護技術及び問題意識向上を目指します	年間計画に基づく研修を推進できた。	全員が参加した研修はなかった。	研修参加の意欲が高まる様呼びかけを継続する。
利用者のニーズを適確に介護計画に反映し、目標達成を目指します	状況変化等をチームに連絡しその都度対応することで目標達成を目指すことができた。		
課題について「サービス担当者会議」で共有、解決に努め必要時は当事業所から会議開催を要請します。	サービス担当者会議への出席、ケアマネへの報告を適時行うことができた。		
当事業所において、提供困難なサービスについては他団体を紹介します。	紹介することができた。		
個人情報保護に取り組めます。	法人学習会で扱い、取り組むことができた。		

#### 事故等報告

区分	件数		対策
苦情	1件	サービス提供責任の対応	利用者の状況を理解し、コミュニケーションの取り方を工夫する。

破 損	ケア忘れ	ケアミス (生活)	ケアミス (身体)	遅 刻 な ど	物品持 ち 帰 り	私 物 忘 れ	手配ミス	ひ や り は っ と
2 件	3 件	2 件	0 件	3 件	1 件	4 件	1 件	0 件

## ケアプランサービスりぼん

### 1、事業報告

#### ① 2018年度 方針達成度

各利用者のニーズにあった情報提供を行い、利用者や家族が選択し持てる能力を生かし、笑顔がみられる支援が出来ました。が、ニーズにあったインフォーマルサポートの情報提供が出来ないこともありました。

#### ② 実績報告

事業名	事業内容	目標件数	2018年度実績	従業員数
居宅介護支援	援助計画	総合・予防 336件	総合・予防 332件	3名
		介護 756件	介護 836件	3名
	認定調査	360件	567件	3名

目標	評価	課題	対策
職員の健康を守り、安定した事業運営を目指します	<p>① 多様なニーズに対応し緊急時の対応が出来ました</p> <p>② 一人1件の目標件数を上回る件数を担当し平均して営業利益を上げることが出来ました</p> <p>③ 従業員の体調管理が出来ました</p>	<p>フレックス制を採用することで長時間労働になった時調整することが出来ました</p> <p>依頼を断ることが出来ない時もあり業務に追われる事態が生じた</p>	<p>継続してフレックス制を採用していく</p> <p>業務の現状を把握し過剰労働になる時は断っていくことも必要</p> <p>健康診断を年1回実施健康な精神状態を維持し業務を遂行していく</p>
サービスの質向上と選ばれる事業所を目指します	<p>① 自立支援マネジメント研修などに参加し研鑽に努めました</p> <p>② 困難事例に対して事業所間の連携を図り専門家の意見を聞くことが出来ました</p> <p>③ 利用者アンケートが実施できませんでした</p>	<p>研修参加により得た知識、情報を共有する機会が持てなかった</p> <p>年間計画で実施月を決めていなかった</p>	<p>事業所の質向上のため研修には積極的に参加し事業所内で共有していきます</p> <p>年間計画を決めて計画通り実施していきます</p>

地域社会活動を法人と協働で行います	① 法人と協働で「結びの会」の開催をしました	利用者、家族の参加が少なかった 不参加の分析が出来ていない	介護者家族の気分転換の場として参加を呼び掛けていく
-------------------	------------------------	----------------------------------	---------------------------

### ③職員の処遇

- ・年1回の健康診断を実施することが出来ました。
- ・毎月、業務会議を開催し情報等共有し、支援困難なケースに対して意見交換が出来ました。
- ・研修参加の推進が出来、包括支援センター交流会、八王子市、八王子介護支援専門員開催の研修で学ぶことが出来ました。

## 2、研修報告

八王子市研修      八王子市介護支援専門員連絡協議会主催研修      法人研修

## 3、苦情、事故報告

区分	件数	内容、対策
苦情	0件	
事故	1件	利用者宅 角ハンガー破損 同等角ハンガーを購入し保障した

## ひだまりの家

### 1. 事業報告

#### ① 2018年度方針の達成度

\*小規模を活かし、家庭的な施設運営ができました。

\*利用者の在宅生活が継続できるよう、日中の生活を支援することができました。

#### ② 実績報告

事業名	利用者目標延べ人数 及び目標金額	2018年度利用人数実績 及び売上高	従業員の人数
介護予防日常生活 支援総合事業	21件/月 100,000円/月	28件/月 165,488円/月	常勤 2名 非常勤 11名
地域密着型 通所介護事業	200件/月 1,850,000円/月	186件/月 1,806,365円/月	

#### ③ 評価と課題

目標	評価	課題	対策
職員の健康を守り、職員間の連携を図ることでサービスの向上につなげます	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務分担を行い、過度な労働にならないように努めました。</li> <li>・看護スタッフ及び、運転スタッフの新規採用が1名ずつありました。</li> <li>・毎月の職員会議で、事例検討や状況変化報告を出し合い、職員間での共有や連携を図り、事故防止等に努めることができました。</li> <li>・八王子市の高齢者虐待防止研修を概ねのスタッフが共有できました。また、応急救護等の研修を受けることができました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員及び講師、ボランティアの高年齢化</li> <li>・職員の質の向上及び連携</li> <li>・職種別研修の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高年齢化ではあるが、意欲的に業務を行えるよう職場環境を整える</li> <li>・人材確保の為、人との関わりを多く持つ</li> <li>・サービス向上の為に、活発な意見交換を行えるよう、出席できる場を作る</li> <li>・必要とする研修参加への促しをする</li> </ul>
特徴を生かし、選ばれる事業所として安定した事業運営を目指します	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日々の状態変化や、毎月の報告をケアマネージャー等にすることができ、早めの対応に繋げることが出来ました。</li> <li>・アンケートや文化祭(交流会)を通して、利用者及び家族の満足度や要望等の確認をすることができ、一人一人のサービスの向上に反映することができました。</li> <li>・季節ごとに近隣の外出を企画し、心身の活性化を図ることができました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご利用者ご家族の文化祭(交流会)への参加が少ない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化祭の開催について、工夫検討する</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日々のプログラムの充実を図り、踏まないぞ体操や健康麻雀等を日々のプログラムに取り入れることができました。又、体操で使うソフティーボールを新しくする等、更に筋力強化が図れました。</li> <li>・家族が帰宅するまでの時間の、延長利用がほぼ毎日ありました。</li> <li>・退院後の利用者宅にて、出前で移乗介護のやり方等、共に行うことができました。</li> <li>・利用者が、続けて利用中止となり、経営的にも苦しい時期が多々ありましたが年間を通して目標額に達成することができました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プログラム内容の充実</li> <li>・延長利用対応の人員体制</li> <li>・定期的に新規利用者を増やす</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の好みや可能性を見出せるプログラム内容を更に検討していく</li> <li>・同じ職員が過度な労働にならないよう調整する。</li> <li>・支援事業所への広報活動を行う</li> </ul>
栄養管理を行い、食を通じた刺激を提供します	<ul style="list-style-type: none"> <li>・季節の素材を取り入れ、バランスのとれた食事を提供することができました。</li> <li>・急な病態による対応を迅速に行うことができました。</li> <li>・誕生会や行事時の特別メニューを取り入れ喜んで頂きました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食材等の高騰</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・献立や調理内容で工夫</li> </ul>
安全衛生管理を行います	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手洗いやうがいを徹底し、感染予防に努めることができました。</li> <li>・食品等の衛生管理を行いました。</li> <li>・調理職員の検便を年4回実施できました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全職員への徹底</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全職員向けの研修を行う</li> </ul>
災害対策を行います	<ul style="list-style-type: none"> <li>・6月に地震、12月に火災を想定した訓練を行うことができました。</li> <li>・6月に町会の防災訓練に参加しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実際に起きた時の不安</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町会との連携を図り、訓練の確認をしていく</li> </ul>
地域社会との連携を行います	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営推進会議を2回開催し、地域の方々に理解を深めてもらうことができました。</li> <li>・月平均約30件の地域ボランティアの受け入れを継続できました。新規で健康マージャンメンバーが増えまし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の要望に沿うボランティア</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多くの社会資源を活用し、お互いにより良い関係を作る</li> </ul>

	<p>た。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小、中学校の職場体験の受け入れができました。(栲田中,南多摩中,四中,七中 合計14名)</li> <li>・教職員実習生の受け入れができました。(明星大学 合計6名)</li> <li>・他団体(八王子福祉園・放課後デイわくわく)との交流ができました。</li> <li>・文化祭(交流会)で、町会長や近隣の方々、ケアマネージャーとの交流ができました。</li> <li>・地域の方に向けた交流の場『ひだまりカフェ』を3回開催することができました。(うどん作り・草もち作り・交流の場)</li> <li>・町会活動の催し物に参加し、交流を図ることができました。</li> <li>・地域の介護事業所と勉強会を2回行い、連携を図ることができました。</li> </ul>	<p>アの依頼</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域との関わりを持つ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひだまりカフェ開催に関わる人材の確保</li> </ul>
安全な施設管理に努めます	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日々の掃除に加え、営業日以外での片付け日を設け、清潔で安全に過ごせるように、管理できました。</li> <li>・日々、火災防止上の点検を行うことができました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全スタッフが管理を把握する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営業日以外で、スタッフ全体で定期的に片づける日時を設定する</li> </ul>

#### ④苦情事故等の報告

区分	件数	内容	対応
苦情	1件	・利用者に対するスタッフの対応について	・法人の苦情検討委員会を開催し、謝罪。スタッフ間では事実確認や改善点等を話し合う
事故	5件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車輛物損事故(利用者宅入口の花壇ブロックを破損)</li> <li>・車輛故障1件(スライドドアの不具合)</li> <li>・利用者の迎え忘れ</li> <li>・送迎減算を忘れて、実績伝送する</li> <li>・利用者の投薬時、薬が水の中に落ちている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険で修理対応。改善点を見つけ、対応する</li> <li>・自動開閉ドアの「自動」を解除して対応する</li> <li>・時間遅れで対応し、謝罪</li> <li>・修正し、伝送しなおす</li> <li>・その場で気づき、以後注意する</li> </ul>

## みんなの居場所かえりぼん

2018 年度報告

### 1、事業実績

- ・収入目標 1,200,000 円 + 600,000 円 (助成金)
- ・実績 1,121,410 円

延 年間活動日数	延 年間参加人数	延 その他参加人数 (見学者など)	延 年間スタッフ人数
242 日	2,964 人 (前年度比 102%)	8 人	716 人

### 2、①目的に添って運営が出来ました。

目的	評価	課題	対策
居場所の運営に会員全員が少しずつ力を出し合って一層かかわりを深めていきます	バザーの参加に広がりが見られた		まずは居場所に足を運んでもらって居場所のことも知ってもらおう
大人の布遊び、ワンコインコンサートの開催を継続します。また、夏休みに子ども向けの企画を行い、子どもが気軽に立ち寄れる場としていきます	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大人の布遊びは、9、10、11 月と 3 回開催し毎回好評だった</li> <li>・ワンコインコンサートは 2 月を除いて毎月開催することが出来た</li> <li>・夏休みに“紙芝居”を企画しましたが猛暑の為、安全を考慮し中止となり、子ども達の利用に広がりは見られなかった</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎月開催することで運営スタッフの負担がある</li> <li>・子供向け企画は夏休み開催が参加し易いが温暖化の為気温上昇傾向になり開催時期の検討が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人行事がある月は開催しない</li> <li>・気候の良い時期春休み等に開催する</li> </ul>
多彩な企画を開催し、多様な人材発掘の場としていきます。そのため回覧で広報する地域を広げます。	シャンプー体操の企画を昨年度から継続し、好評でした。が、人材の発掘はできなかった	スタッフが関わる時間的余裕がない	
生活援助サービス等新たなサービスの創設を検討していきます  地域センターまつり	<p>検討することができなかった</p> <p>パンや酒饅頭の販売を行い</p>	法人全体で考えることが必要だが話し込む時間がない	<p>今年度法人方針として全員で話し合う機会を作る</p> <p>継続していく</p>



文化祭のバザーに参加し居場所の活動を知ってもらいます	バザーに参加した。継続することで待っていてくれる人もおりスタッフも、利用者も一緒に楽しめた		
ホームページの更新を行い広く居場所の活動を情報発信します	ワコインコンサートの開催など随時更新し、居場所の様子もアップすることが出来た。ホームページをみて遠方からバスを乗り継いで来所し、参加者に暖かくむかえられることが出来た		新しい企画等、ホームページで情報発信していく
予防健康体操を推進し、シャンプー体操、トリム健康体操の開催をします	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シャンプー体操を6月に開催、また体操のやり方のポスターを常時掲示し、手芸で集まる方々にアピールできた。</li> <li>・トリム体操は月二回(8月は除く)開催できた</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シャンプー体操を指導できる人材が不足し定期的な開催が出来ない</li> </ul>	新しい予防体操を企画し、参加者を増やしていく

ワコインコンサート (内容)	参加数
4月 カンテレ演奏会	28名
5月 落語	28名
6月 三線演奏会	21名
7月 女声デュエット	7名
8月 フォルクローレ	10名
9月 ピアノ演奏会	14名
10月 ハーモニカ演奏会	12名
11月 マリンバ演奏会	14名
12月 出前歌声喫茶	14名
1月 ヴァイオリン演奏会	9名
3月 アコーディオン演奏会	16名

企画名	シャンプー体操	布遊び	トリム健康体操	木目込み	健康麻雀	編み物
開催頻度	単発2回	単発	月2回	月4回	月2回	月1回
延べ参加人数	13人	5人	119人	287人	210人	108人

②助成内容：八王子市一般介護予防サロン活動支援事業「常設サロン」支援金

## II. 2018 年度收支報告

## III. 2018 年度監查報告

## 第2号議案 2019年度方針及び事業計画及び収支予算の件(案)

### I. 2019年度方針(案)

#### ○ 経営理念

自分自身が利用したいと思えるサービス事業者を目指します。

- ・メンバーひとりひとりの協力のもと経営基盤を確立し安定した経営を目指します。
- ・利用者の意思や人格を尊重し、利用者の立場に立ったサービスを提供します。
- ・地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うなど、地域との交流を推進し、地域福祉サービスの拠点を目指します。

#### ■ 地域に根ざした法人を目指す

2000年に社会全体で要介護高齢者を支え合う仕組みとして介護保険制度が施行され19年が経過しました。

その間、支える側の減少、要介護者の増加等人口構成の変化や高齢者独居世帯、高齢者のみ世帯等、核家族化の問題、介護期間の長期化など要介護者を取り巻く変化に応じて利用者が自立した生活を営み、持続可能な制度とするために3年ごとの改正が行われています。第5期(平成24年)の改正では定期巡回、随時対応サービスや介護職員による痰吸引など地域包括ケアの推進が打ち出され、「病院から地域へ」地域では自立支援、重度化防止の方策が打ち出され各サービスが包括的に関わることで、誰でもが住み慣れた場所で自分らしく生活が出来る仕組みが公的サービスによって作られました。

これはまさしく私たちが法人設立当時から理念として掲げているものです。

私たちはアビリティクラブたすけあい(ACT)と共に、生活者の目線で助け合いの仕組みを作ろうと1993年に八王子市を拠点にゼロからの出発をしました。

介護保険サービスだけでは満たされないサービスを提供したいと

「みんなの居場所カフェりぼん」を開所し、地域の方々がそれぞれの楽しみ方で、お互いに助け合いながら利用していただいています。

法人設立から25年を経過した今、より地域に近い場所で、地域の方々の声が聞こえる場所でニーズにあったサービスを展開したくACTとの連携を解消しました。

法人職員の減少、高齢化と課題は多々ありますが、どんな街に住みたいか、その為には何が出来るかを考えながら、地域が必要としているサポートをみつけ、作り出し、提供していくために今まで培って来た知識、経験を惜しみなく出し合い会員全員で取り組んでいきたいと思えます。

## ■サービス提供体制の充実を図り、サービスの質の向上を目指します

- 「チーム会議」「職員会議」「部門ミーティング」等を十分に機能させ職員間のコミュニケーションを図ることで、働きやすくやりがいのある職場を目指します。
- 各事業所の経営体制を安定させるため、理事会および理事運営会議、管理者会議において各事業所の経営状況を把握、分析を行い経営改革を迅速に行います。
- 苦情及び事故等の処理を円滑かつ迅速に行うために苦情事故等検討委員会を開催し、再発防止を徹底します。
- すべての職種に共通した研修を実施し、各種職種別研修の参加を推進します。
- 法人全体で個人情報保護に取り組んでいきます。
- 介護サービス情報の開示を実施します。
- 職員の健康に配慮し、責任あるサービスの提供に努めます。

## ■誰もが集える場所、気軽に立ち寄れる場所づくりを目指します。

- まちのニーズをひろいます。
- 公的なサービスでは解決出来ないサービスを作ります。
- 会員数を増やしていきます。
- スタッフも、地域の人も、誰もが楽しく集える場所を作ります。
- 地域の顔が見える関係を作ったすけあいの輪をひろげていきます。

## ■「認知症を知り 地域をつくる」キャンペーンに賛同し、「認知症になっても安心して暮らせる町づくり」のための活動を推進します。

- 地域包括支援センター等と連携し、認知症になっても安心して暮らせる町づくりに取り組みます。

## II. 2019 年度活動・事業計画 (案)

### 会員活動

地域福祉増進のために、市民によるたすけあいのステージを増やしていきます。会員活動の場及び地域の人たちとの活動の場を増やしていきます。

#### ①地域活動

- ◇ 「ACTいきいきサークル」の活動を支援します。
- ◇ 地域の交流の場として、ひだまりの家やみんなの居場所「カフェりぼん」を提供していきます。
- ◇ 障害者就労体験の場を提供します。
- ◇ 広報活動を推進します。
  - ◎広報紙「おはなしりぼん」の発行
  - ◎ホームページで広く法人の活動を広報していきます。
- ◇ 出前介護講習  
在宅介護初心者のお宅に出向いて介護方法等の講習を行い介護者を支援していきます。
- ◇ 在宅心身障害者緊急一時保護制度が利用できるよう会員の介護人登録推進します。但し「コーディネート」は行いません。
- ◇ 交流会「結びの会・りぼん」  
りぼん会員、利用者、職員はもとより広く地域にむけての交流会を実施します。
- ◇ 被災地等への寄付金活動  
いちよう祭り等を活用して、バザー等の売上金を寄付する活動を行います。
- ◇ 市民運動・政策提言  
地域で暮らす生活者として、まちづくりや環境・食の安全等を定例会等で話し合い、生活クラブ運動グループ地域協議会などと連携して課題に取り組んでいきます。
- ◇ 他団体と共に地域福祉の向上及び地域包括システム(ネットワーク)の活動を行います。
- ◇ 地域包括支援センター等と連携し、「認知症を知り、地域をつくる 10 年計画」を推進します。

#### ②法人内活動

- ◇ ひだまりの家の支援を行います。
  - ◎庭作りボランティア
  - ◎登録ボランティア
- ◇ みんなの居場所カフェりぼんの支援を行います。
  - ◎開所時のお当番ボランティア
  - ◎庭の草むしりや、環境整備のボランティア
- ◇ 救急救命講習を実施します。
- ◇ 会員交流会を実施します。
- ◇ みんなが参加できる定例会を目指します。

## 総務・法人事務局

- 法人の円滑な労務管理、財務管理、法人会員管理、職員管理を目指します。
- 法人の円滑な運営の充実を目指します。
  - 1、個人情報保護に取り組めます。
    - ・ 情報セキュリティ委員会を随時開催します。
    - ・ 職員向けの研修を各部門管理者と共に開催します。
  - 2、安全衛生管理に努めます。
    - ・ 毎月衛生委員会を開催します。
    - ・ 従業員の勤務時間の管理の徹底を継続。また、働き方改革の労基法を順守します。
    - ・ 従業員の健康を維持するために定期健康診断受診を促進します。
  - 3、法人主催の研修を実施します。

### [総務]

- ・ パート職員 2 名で仕事の分担は 2018 年度と同様

## Ⅱ. 2019 年度事業計画案

### 介護サービスりぼん

事業内容：介護保険介護給付事業、介護予防・日常生活支援総合事業、障害福祉サービス、  
八王子市移動支援事業、自立支援事業（なんでも隊）

- 1、 月次目標時間数 介護保険・190 時間／介護予防・日常生活支援総合事業・55 時間／  
障害者福祉サービス・200 時間（移動支援含む）／なんでも隊・35 時間
  - 2、 従業員数/サービス提供責任者 2 名、常勤ヘルパー1 名、曜日固定ヘルパー1 名、登録 11 名
  - 3、 事業運営方針
    - ・ 本人の望む在宅生活の理解と支援
    - ・ 本人が安心して介助を受けられるような技術の獲得
    - ・ 責任ある労働の提供
- (1) 責任あるサービスを行います
    - ① 在宅介護初心者の方の出前介護教室を継続します。
    - ② 危機管理、危険管理、課題解決
      - ・ 事故報告、ひやりはっと報告の推進をはかり、解決方法を職員全員で共有します。
      - ・ ケア予定の事前チェックを行い、携帯メール等を利用してイレギュラーなケアや変更点などの連絡を行い職員の注意喚起につなげます。
      - ・ サービス提供責任者、コーディネーターは情報の更新を適時速やかに行います。
    - ③ 職員の働きやすい環境整備
      - ・ 相談、連絡が円滑に行えるよう『顔の見える関係』を構築します。
      - ・ 労働基準法を順守し、職員の健康を守ります。
    - ④ 人員の確保
      - ・ 曜日固定ヘルパーの働き方をスキルアップの一つとしてとらえ継続、適時募集も行います。
  - (2) 職員の介護技術及び問題意識向上を目指します
    - ・ 年間研修計画を作成し、職員が興味のある研修の企画に参加できるよう呼びかけます。
    - ・ 職員は技術、知識の習得につながるよう研修に参加します。
    - ・ 訪問部門管理者は職員スキルアップのための情報提供、サポートを行います。
  - (3) 利用者のニーズを適確に介護計画に反映し、目標達成を目指します
    - ・ サービス提供責任者、コーディネーターは状況変化、ケア目標・介護計画の共有が出来るよう個別計画更新時にチーム会議を開催します。
  - (4) 課題について「サービス担当者会議」で共有、解決に努め必要時は当事業所から会議開催を要請します。
    - ・ サービス提供責任者は利用者の状況を書面にて毎月ケアマネに報告し、連携に努めます。
  - (5) 当事業所において、提供困難なサービスについては他団体を紹介します。
    - ・ 公共機関や、インターネットを活用し地域のネットワークを構築します。
  - (6) 個人情報保護に取り組みます
    - ・ 職員は法人の個人情報保護方針にそって取り組みます。

## ケアプランサービスりぼん

1、事業内容：介護保険居宅支援事業（介護プラン 日常生活総合事業、認定調査、相談援助）

2、目標件数：前期 73 件/月（介護）	管理者 23 件	常勤 31 件	非常勤 19 件
28 件/月（総合・予防）	管理者 15 件	常勤 10 件	非常勤 3 件
36 件/月（認定調査）			
後期 65 件/月（介護）	管理者 21 件	常勤 29 件	非常勤 15 件
20 件/月（総合・予防）	管理者 10 件	常勤 8 件	非常勤 2 件

3、従業員：3名

4、事業所運営方針

- ・適切な情報提供を中立な立場で行い、利用者、家族が選択できる様支援します
- ・利用者の持てる能力を生かし、笑顔が見られる支援を行います。

(1) 労働基準法を順守し、職員の健康を守り安定した事業運営を目指します。

- ・フレックス制を採用した労働を行い、多様なニーズや緊急対応に 대응することが出来る様になります。
- ・利用者を取り巻く環境によって在宅介護が継続出来ない状況もあり、目標件数に変動があることから認定調査を行うことで、補って行きます。

(2) サービスの質向上と選ばれる事業所を目指します。

- ・利用者のできること、やりたいこと、楽しみにしていること等が、生かされる支援を行って行きます。
- ・ニーズにあった社会資源を公正中立な立場で情報提供を行い、利用者自ら自己決定出来る様支援します。
- ・認知力が低下しても、家族も利用者本人も安心して暮らせるよう、地域やサービス事業所と連携を図り支援していきます。
- ・事故、ひやりはっと、苦情等を共有し再発を予防します。
- ・利用者アンケートを実施し、より多くの意見、要望を聞き取り質の向上に努めます。
- ・積極的な研修参加に努め、介護支援専門員としてスキルアップに努めます。
- ・主任介護支援専門員受講申請の要件を満たすため、困難事例や地域包括ケア会議、研修など積極的に参加していきます。

(3) 地域社会活動

- ・法人と協働で「結びの会」を開催し、利用者、家族が元気になる場所を提供します。
- ・みんなの居場所「カフェりぼん」に集う利用者の力を引き出し、新たなサポートを作り出して行きます

(4) 職員の処遇

- ・年1回の健康診断を実施し健康維持に努めます。
- ・年5日以上の有給休暇を活用し休息、リフレッシュする機会を作ります。
- ・月1回の業務会議を開催し、情報の共有を図り皆で考える機会とします。
- ・研修参加を推進します。



## ひだまりの家

1. 事業内容：地域密着型通所介護事業・介護予防日常生活支援総合事業

2. 目標利用者数： 介護 9.5 名 予防 1.5 名／日

3. 従業員数：常勤 2 名

非常勤 10 名（介護：4 名 看護：2 名 調理：2 名 ドライバー：2 名）

4. 事業所運営方針：

\*小規模を活かし、家庭的な施設を目指します。

\*利用者の在宅生活が継続できるよう日中の生活を支援します。

(1) 職員の健康を守り、職員間の連携を図ることでサービスの向上につなげます。

- ・職員の業務分担に努め、生きがいとして働ける職場を目指します。
- ・職員の日々の記録や、毎月の職員会議の充実を図り、職員間の連携に努めます。
- ・ひやりはっとを見落とさずに報告し、職員全員で共有して再発防止に努めます。
- ・それぞれの職種が必要とする研修に参加し、その成果を日々の業務に活かします。

(2) 特徴を生かし、選ばれる事業所として安定した事業運営を目指します。

- ・心身の活性化を図ることを目的とした、楽しめる活動を提供します(趣味活動・レクレーション・近隣外出・おやつ作り・健康麻雀・踏まないぞ体操等・) また認知症予防プログラムとして、回想話しや歌等を積極的に取り入れていきます。
- ・利用者一人一人の可能性やニーズを引き出し、要望に応えたサービスの提供をします。
- ・ケアマネジャーとの連携を図り、状態変化等の報告を迅速にします。
- ・利用者アンケートや文化祭(交流会)を実施し、サービスの満足度や要望などの確認を行い、利用者や家族との交流を深めます。
- ・時間延長の受け入れ体制を整え、本人及び介護者の支援をします。
- ・出前介護講座を行い、本人及び介護者に合った支援をします。

(3) 栄養管理を行い、食を通じた刺激を提供します。

- ・低栄養リスクを考え、バランスのとれた献立作成を行います。
- ・季節の素材を取り入れ、個別対応及び病態による対応をします。
- ・一人一人の誕生会メニューや、季節感を味わう行事メニューを取り入れます。

(4) 安全衛生管理を行います。

- ・手洗い・うがいを徹底し感染予防に努めます。
- ・食品等の衛生管理に努め、定期的な検便を実施します。

(5) 災害対策を行います。

- ・避難訓練を、利用者と共に実施します。
- ・毎月の職員会議で、災害時対応の確認をします。

(6) 地域社会との連携を行います。

- ・年 2 回の運営推進会議を通して、町会との関わりを深め、町会活動に参加します。
- ・地域や他団体との交流を深め、学生やボランティアの受け入れを積極的に行ないます。
- ・空き曜日(土、日曜日)を活用して、地域に開かれる場所としての催し物を企画します。
- ・地域の防災訓練に参加し、防災の知識を町会ぐるみで共有します。

(7) 安全な施設管理に努めます。

- ・大掃除を実施し、日頃できない部分の片づけを行い危機管理に努めます。
- ・施設内外の日々の掃除や片付けを通し、管理を徹底します。

## みんなの居場所カフェりぼん

### 【目的】

- 1、地域の人たちが昔の縁側の様に気軽に立ち寄れる交流の場とします。
- 2、はちバスの時間に合わせて毎月1回 催しものを開催し、多世代の交流の場とします。  
又、活動の理解を深めてもらい会員を増やしていきます。
- 3、公的サービスだけではニーズが満たされない高齢者の行き場として、居場所を開放し  
特技を生かしてもらいます
- 4、地域の方々や職員の交流の場、特技を生かす場として活用します。

・収入目標 996,000 円

バザー	50,000 円×2 回参加	100,000 円
ワンコインコンサート	@500×20 人×8 回	80,000 円

1ヶ月あたりの内訳

ランチ/飲み物		56,000 円
企画参加費	@200×60 人	12,000 円
合計		68,000 円

- ・目的に沿った活動を進めていきます。
- ・居場所の運営に会員全員が少しずつ力を出し合って一層かかわりを深めていきます。
- ・ワンコインコンサートの開催を継続します。 また、子ども向けの企画を行い、子どもが気軽に立ち寄れる場としていきます。
- ・地域に密着した身近な困りごとを解決する為の情報など知る場や多彩な企画を開催し、多様な人材発掘の場としていきます。そのため回覧で広報する地域を広げます。
- ・生活援助サービス等新たなサービスの創設を検討していきます。
- ・地域センターまつり、文化祭のバザーに参加し居場所の活動を知ってもらいます。
- ・ホームページの更新を行い広く居場所の活動を情報発信します。
- ・予防健康体操を推進し、週1回企画、実施していきます。

Ⅲ. 2019年度活動予算書(案)							
							(単位:円)
I 経常収益	収益事業				本来事業	総務・共通	総合計
	居宅部門	通所部門	ホームヘルプ部門	収益事業計	居場所		
事業収益	13,644,856	23,400,000	19,440,000	56,484,856	996,000		57,480,856
正会員受取会費						114,000	114,000
賛助会員受取会費						6,000	6,000
受取寄付金							0
受取助成金					596,000		596,000
<b>経常収益計</b>	<b>13,644,856</b>	<b>23,400,000</b>	<b>19,440,000</b>	<b>56,484,856</b>	<b>1,592,000</b>	<b>120,000</b>	<b>58,196,856</b>
<b>II. 経常費用</b>							
<b>1. 事業費</b>					<b>2. 管理費</b>		
<b>(1) 人件費]</b>							
給料手当	8,292,000	13,295,000	12,035,000	33,622,000	420,000	4,655,000	38,697,000
処遇改善金		520,000	1,200,000	1,720,000			1,720,000
法定福利費	1,100,000	970,000	1,485,000	3,555,000		180,000	3,735,000
福利厚生費	14,000	28,000	30,000	72,000		7,000	79,000
通勤費	331,200	420,800	331,200	1,083,200		340,400	1,423,600
労働保険料				0		310,000	310,000
<b>(2) その他経費</b>				0			0
ケア交通費			310,000	310,000			310,000
ガソリン・駐車代	200,000	340,000	300,000	840,000		45,000	885,000
車両費(点検など)		100,000		100,000			100,000
材料費		1,170,000		1,170,000	270,000		1,440,000
消耗品費		270,000	20,000	290,000	30,000	120,000	440,000
備品・施設維持費				0	50,000		50,000
保守料		15,000		15,000		100,000	115,000
リース代	3,996		3,996	7,992		32,228	40,220
水道光熱費		430,000		430,000	90,000	340,000	860,000
通信費	90,500	104,000	37,000	231,500	8,000	360,000	599,500
印刷代				0		240,000	240,000
研修費				0		20,000	20,000
新聞図書費	15,000			15,000			15,000
諸会費	9,000	10,100	6,500	25,600	4,800	21,000	51,400
支払手数料				0		50,000	50,000
会議費				0		135,000	135,000
会員活動費				0		100,000	100,000
広報費				0		5,000	5,000
呆険料(ひだまり号)		85,000		85,000			85,000
火災保険料		19,360		19,360	27,000		46,360
保険料(賠償など)				0		270,000	270,000
支払報酬				0	160,000	129,600	289,600
減価償却費	410,400	101,398	470,592	982,390		251,281	1,233,671
地代家賃・駐車代	138,000	1,779,240	138,000	2,055,240	420,000	1,534,284	4,009,524
租税公課		46,700		46,700	50,000	10	96,710
雑費・交際費		3,000		3,000	10,000	10,000	23,000
<b>経常費用計</b>	<b>10,604,096</b>	<b>19,707,598</b>	<b>16,367,288</b>	<b>46,678,982</b>	<b>1,539,800</b>	<b>9,255,803</b>	<b>57,474,585</b>
<b>期経常増減額</b>	<b>3,040,760</b>	<b>3,692,402</b>	<b>3,072,712</b>	<b>9,805,874</b>	<b>52,200</b>	<b>-9,135,803</b>	<b>722,271</b>

### 第3号議案 理事改選の件

理事候補者	浜口 龍太
	奈良 憲一郎
	青山 登
	井上 智恵
	内田 富美子
	小澤 祐希枝
	鈴木 真砂子
	濱中 恭子
	早川 寛子
	原 まつ子
	木下 清子
監事	海老名 邦彦

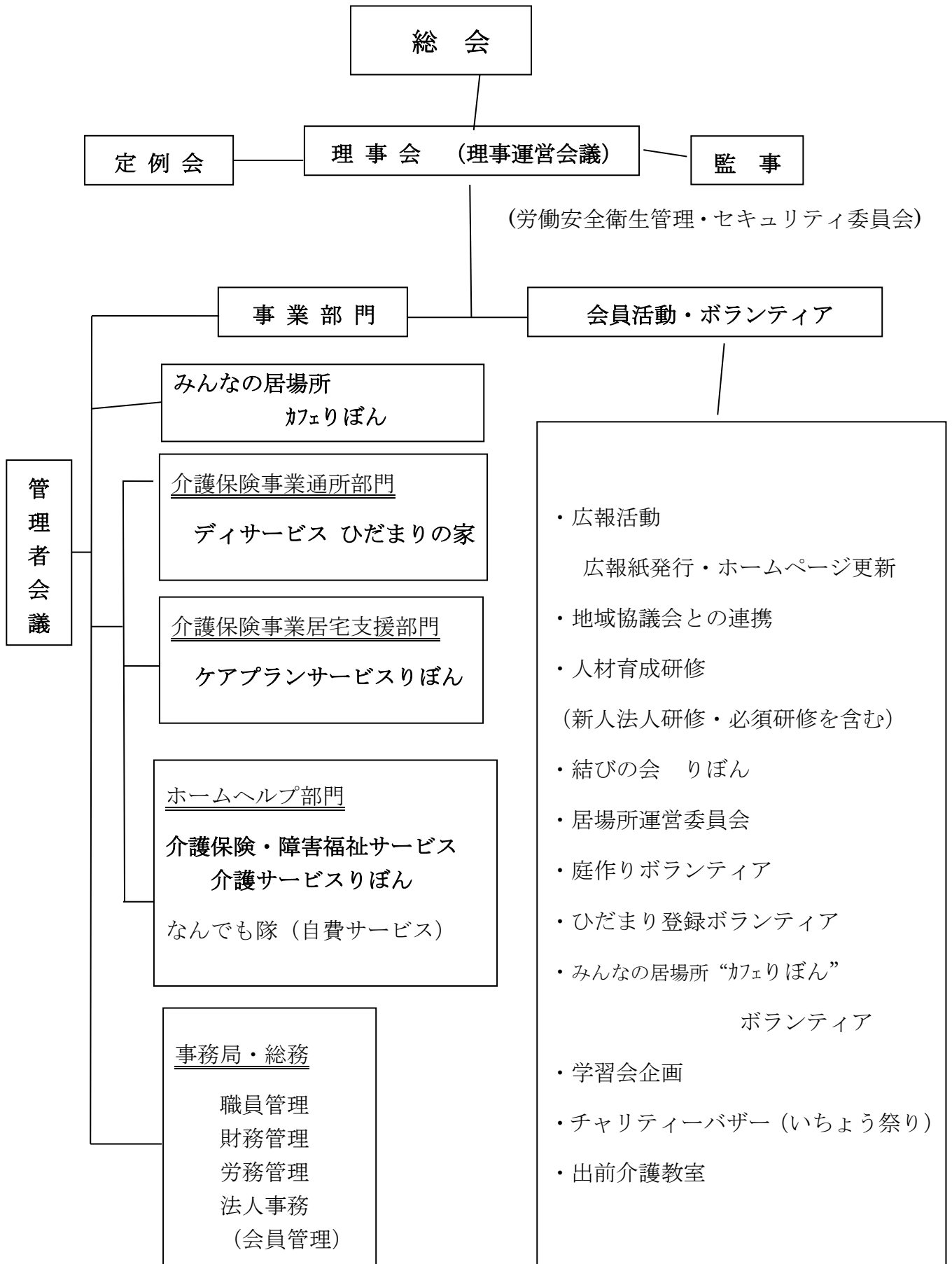
### 第4号議案 職員代表選出の件

平野 みよ子 (2019. 6. 1 ~ 2020. 5. 31)

### 第5号議案 代表理事報酬の件

代表理事報酬月額 20,000円とする。

ただし、別途職員としての業務に対し給与等を支給することを妨げない。



# 定 款

第14版

2018年5月27日改定

認証決定日（2019年3月22日）

特定非営利活動法人 市民ユニットりぼん

# 特定非営利活動法人 市民ユニットりぼん 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人市民ユニットりぼん（通称NPO市民ユニットりぼん）という。ただし、登記上はこれを特定非営利活動法人市民ユニットりぼん并表示する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都八王子市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、市民によるたすけあいの理念に基づき、高齢者・障害者・子育て支援等の活動を行い、自らの生活を主体的に決定する市民自治によるまちづくりと地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するために、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するために、特定非営利活動に係る事業として次の事業を行う。

- (1) 在宅自立援助に関する事業
- (2) 介護保険居宅介護支援事業
- (3) 介護保険予防居宅介護支援事業委託
- (4) 認定調査委託
- (5) 介護保険訪問介護事業
- (6) 介護保険通所介護事業
- (7) 介護保険予防訪問介護事業
- (8) 介護保険予防通所介護事業
- (9) 障害福祉サービス事業
- (10) 地域生活支援事業及び移動支援事業
- (11) 地域多世代交流事業
- (12) 介護保険法に基づく地域支援事業
- (13) その他法人の目的を達成するために必要な事業

## **第2章 会 員**

(会員の種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同し、本会を賛助する意思をもって入会した個人および団体

(入会)

第7条 正会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を代表理事に提出するものとする。

2 代表理事は、前項の申し込みがあったときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 代表理事は第1項の者の入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡したとき
- (3) 継続して2年以上年会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第10条 正会員は、代表理事が別に定める退会届けを代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款等に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、または、目的に反する行為をしたとき

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(入会金及び会費の不返還)

第12条 すでに納入した入会金、会費は、返還しない。



### **第3章 役員**

(種別および定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事3人以上
  - (2) 監事1人以上
- 2 理事の内、1人を代表理事、2人以内を副代表理事とする。

(選任等)

第14条 理事および監事は、総会において選任する。

- 2 代表理事および副代表理事は、理事会において理事の互選とする。
- 3 法第20条各号のいずれかに該当する者は本会の役員になることができない。
- 4 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業を執行する。

- 2 代表理事はこの法人を代表し、その業務を統括して管理する。
- 3 副代表理事は代表理事を補佐して業務を掌理し、代表理事に事故があるとき、または代表理事が欠けたときは、理事会においてあらかじめ、定めた順序によりその職務を代行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行なう。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) 本会の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、本会の業務または財産に関し不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行状況またはこの法人の財産状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合は、当該総会が終結するまでを任期とする。また、任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のためまたは増員により就任した役員任期は、それぞれ前任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行なわなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決によりこれを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用等を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て代表理事が別に定める。

## **第4章 会議**

(種別)

第19条 この法人の会議は、総会および理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会および臨時総会とする。

(総会の構成)

第20条 総会は正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第21条 総会は以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 事業計画及び予算の承認ならびにその変更

(3) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(4) 事業報告および決算の承認

(5) 入会金及び会費の額

(6) 会員の除名

(7) 合併及び解散

(8) 解散した場合の残余財産の処分

(9) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき

(3) 監事が第15条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき

(総会の招集)

第23条 総会は前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号および第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合は、日時、場所、会議の目的、会議の内容を示した招集案内を開催日の1週間前までに通知を発しなくてはならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員数の過半数が出席した場合に成立することとする。

(総会の議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議決は、この定款に規定するものの他、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第27条 各正会員の表決権は平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席しない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、25条、26条および次条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事録においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時および場所

(2) 正会員の現在数

(3) 出席した正会員の数

(4) 審議事項

(5) 議事の経過の概要と議決の結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長および出席した正会員のうちからその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第30条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他この法人の運営に関する必要な事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の議決)

第32条 理事会における議決事項は、あらかじめ通知した事項及び理事会が審議が必要と認めた事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の招集、議長、表決権等、議事録)

第33条 理事会の招集、議長、定足数、表決権、議事録など理事会の運営方法については理事会が定める別の規則に委任する。

## **第5章 資 産**

(構成)

第34条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費及び入会金
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(管 理)

第35条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(経費の支弁)

第36条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

## **第6章 会 計**

(会計の原則)

第37条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行なわなければならない。

(事業年度)

第38条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第39条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに代表理事が作成し、当該事業年度開始前に理事会の議決を得なければならない。

- 2 前項の規定による理事会の議決を得た事業計画及び予算は、当該事業年度中の通常総会で承認を得なければならない。
- 3 当該総会は、報告を受けた事業計画および予算の変更を議決できる。変更の議決が行なわれた場合、理事会は速やかにその議決に基づいて事業計画および予算を変更しなければならない。
- 4 前項を除くもののほか、事業計画および予算の変更は理事会の議決を経て行なうことができる。
- 5 理事会は、事業年度中に事業計画および予算を変更した場合は、当該事業年度終了後の通常総会に報告するものとする。

(事業報告および決算)

第40条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、代表理事が毎事業年度終了後に遅滞なくこれを作成し、監事の監査および理事会の議決を経た上、当該事業年度終了後の通常総会の議決を経なければならない。

- 2 前項の監事の監査を経た事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書は、前事業年度の役員の名簿、役員のうち前年に報償を受けた者の名簿、社員のうち10人以上の名簿を添えて、当該事業年度終了後3カ月以内に所轄庁に提出しなければならない。
- 3 決算上、剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

## **第7章 定款の変更、解散および合併**

(定款の変更)

第41条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更(前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。)したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第42条 この法人は次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の議決
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第1号の事由により本会が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(清算人の選任)

第43条 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。ただし、合併の場合による解散を除く。

(残余財産の帰属)

第44条 この法人が解散(合併または破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、類似する目的を持つ特定非営利活動法人のうちから、総会で議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第45条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## **第8章 公告の方法**

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示するとともに、官報に掲載して行なう。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行なう。

## **第9章 事務局**

(事務局の設置)

第47条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第48条 事務局長及び職員の任免は、代表理事が行う。

(組織及び運営)

第49条 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

## **第10章 雑則**

(細 則)

第50条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

### **附 則**

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定に係らず、この法人の成立の日から2001年度通常総会までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第38条の規定に係らず、この法人の成立の日から2000年3月31日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第39条の規定に係らず、設立総会の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定に係らず次に掲げる額とする。

(1) 年会費 3000 円  
入会金 0円

別 表 設立当初の役員

役職名	氏名
代表理事	大森 一美
副代表理事	花岡 妙子
副代表理事	嶺 学
理事	鈴木 真砂子
同	森元 日呂美
同	小川 真由美
同	稲田 広子
監事	海老名 邦彦